

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

III 社会保障

5 予算および税制

八六年度予算

八六年度予算は、八五年一二月二八日、政府概算予算案が閣議決定された(同年四月四日、国会にて可決成立した)。国家予算総額は、五四兆八八六億円で、対前年度に比較して一兆五八九〇億円の増加で、比率にして三・〇%の増加となった。国債費と地方交付税交付金を除外したいわゆる一般歳出は、三二兆五八四二億円で、対前年度比一二億円の減少、比率にして〇・〇%であった。厚生省予算案は九兆七七二一億円で、前年度予算にたいする増加額は二六九三億円、比率にして二・八%の増加となった。八六年度の予算編成過程において問題となった主要な事項は、生活保護費等の補助率が二分の一を超えるいわゆる高率補助金の率の問題(八六年度から八八年度の三年間は、生活保護にかかわる補助率は一〇分の七とし、その後のあり方については、改めて大蔵・厚生・自治の三大臣が協議して定める)、厚生年金保険の国庫負担の特例措置(八六年度から八八年度の三年間は、厚生年金保険の経過的な国庫負担の二分の一の範囲内の額を繰り延べる。八六年度は三〇四〇億円)、政府管掌健康保険の国庫補助の特例(八五年度末積立金見込額のほぼ三分の一に相当する一三〇〇億円について一般会計から特別会計への繰り入れを減額する特別措置を講ずる)、年金積立金の別建高利運用(八六年度の実施は見送られた)などであった。事項別のおもなものとしては、在宅福祉サービスの補助率のうち、デイ・サービス事業などについて補助率を三分の一から二分の一に引き上げたこと、年金額の改定、中国残留孤児対策、国立精神神経センターの設置などがある。

八七年度予算案

八六年一二月三〇日、八七年度予算政府原案が閣議決定された。

国家予算総額は、五四兆一〇一〇億円で、対前年度に比較して一二四億円の増加で、比率にして〇・〇%となった。国債費と地方交付税交付金を除外したいわゆる一般歳出は、三二兆五八三三億円で、対前年度比八億円の減少、比率にして〇・〇%であった。

厚生省予算案は一〇兆二六五億円と、一〇兆円の大台を超えた。前年度予算にたいする増加額は二五四四億円、比率にして二・六%の増加となった。

厚生省予算案は、(1)健康対策、(2)福祉対策、(3)医療保険対策、(4)年金制度、(5)その他に整理して公表されている(「昭和六二年度厚生省所管予算の概要」、八六年一二月三〇日)が中項目だけでも二六項目にのぼるので、主要項目について、八六年度予算および八七年度予算案の規模をあげておこう。

一 健康対策

1 健康づくり対策	七六九億円 →	八二三億円
2 老人保健対策	八五六六億円 →	九六八八億円
3 痴呆性老人対策	一六五億円 →	二三五億円

二	福祉対策			
1	在宅老人福祉対策	一三三億円	→	一六一億円
2	生活保護費	一兆一〇一億円	→	一兆一五七億円
3	社会福祉施設の整備	四四五億円	→	四四五億円
4	社会福祉施設の運営	五七一九億円	→	六〇一七億円
三	医療保険対策			
1	政府管掌健康保険	五七九六億円	→	五八六八億円
2	健康保険組合補助	五五億円	→	一一一億円
3	国民健康保険助成費	二兆一〇六八億円	→	二兆二四九四億円
四	年金制度			
1	年金給付費国庫負担金	二兆九三〇二億円	→	二兆八九七八億円

本年の予算編成過程においてもっとも大きな争点となったのは、八六年度において見送りとなった年金積立金の自主運用問題であった。厚生省は、資金問題懇談会（八五年一二月一三日）、年金資金運用研究会（八五年一二月一九日）における意見を踏まえ、さらに、年金審議会（八六年一月七日）、年金問題懇談会（八六年一二月二日）の意見を受けて、大蔵省と交渉の結果、一兆円の自主運用が認められた。なお、八六年度につづき健康保険制度および厚生年金保険制度の国庫負担が繰り延べられた。国民健康保険制度に都道府県からの補助金を導入する案は、決着がつかず、八八年度の課題として残された。

税制改正

八五年一二月二三日、税制改正の大綱が閣議に提出された。八六年度税制の改正にあたっては、八七年度における抜本的な改正が予定されていたこともあり、個別事項の改正にとどまっている。厚生省関係においては、社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続、厚生年金基金積立金の非課税水準の維持、ボランティア基金への寄付金に係る損金算入制度の実現などがおもな事項である。

八七年度にかんする税制改正は、八六年一二月二四日の閣議において政府原案の決定をみたが、八八年一月より導入されることとなる売上税の関係もあつて注目すべき改正があつた。以下、社会保障関係のおもなものをあげる（厚生省発表資料にもとづく）。

(1) 売上税に係る非課税取引

売上税については、以下の一六項目の取引は非課税とされることとなった。

- ・社会保険医療（療養費払いを含む。）および公費負担医療
- ・検査・歯科技工等の受託事業（社会保険医療にかかわるもの）
- ・労災、公害、自賠責の療養の給付
- ・予防接種、公的健康診断
- ・正帯分娩
- ・健康保険法等にもとづく高度先進医療
- ・医薬品
- ・医療用具（社会保険適用のもので個々に価格または点数が特掲されているもの）
- ・第一種・第二種社会福祉事業
- ・老人福祉法等にもとづく在宅サービス
- ・身体障害者専用の特定の物品（義肢、義眼等）
- ・飲食料品（水道水を含む）
- ・と畜場使用料等
- ・料理飲食等消費税の課税対象となる飲食サービス
- ・保母・看護婦等の養成をおこなう専修学校・各種学校
- ・厚生年金基金信託にかかわる信託報酬

(2) 年金税制

年金税制については、課税の仕組みを簡素化する観点から見直しがおこなわれ、高齢者年金特別控除および給与所得控除に代えて公的年金等控除が設けられるとともに、老年者控除が大幅に引き上げられた。この結果、夫婦の場合の課税最低限は、六五歳以上二五四万六〇〇〇円（現行、二二九万六〇〇〇円）、六五歳未満一四八万円（現行、一二三万円）となり、年金受給者の税負担が緩和された。また、厚生年金基金についても、従来どおり、拠出および給付の各段階で公的年金と同様の取り扱いとするほか、その積立金にかかわる特別法人税の非課税水準が当分の間、維持されることとなった。

(3) その他

八七年一〇月からマル優等の少額貯蓄非課税制度は一般的に廃止されるが、老人、障害者、母子および寡婦については、一定の公的書類による確認制度のもとに維持されることとなった。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
